

[事案 2021-290] 就業不能給付金等支払請求

・令和4年7月11日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の在宅療養に該当しないことを理由に、就業不能給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年4月に腰椎椎間板ヘルニアのリハビリで入院したため、就業不能給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除された。また、同請求による就業不能給付金等（給付金①）は支払対象にはなかったが、令和2年に腰椎椎間板ヘルニアによる在宅療養に対して支払いを受けた就業不能給付金（給付金②）は支払事由に該当しないとされ、給付金①の請求権と給付金②の返還請求権を相殺するとの通知があった。しかし、以下等の理由により、給付金①を支払ってほしい。認められない場合は、診断書代を支払ってほしい。また、長期にわたる精神的苦痛等に対して慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 給付金①と給付金②を一方的に相殺されたため、経済的困窮に陥った。
- (2) 加入に際し、給付金不支払の場合は、診断書代が返金されると説明を受けた。
- (3) 保険会社が通院先に行った調査により、詐欺扱いされ屈辱を浴びた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 経済的な困窮状態が、相殺を行わない理由にはならない。
- (2) 告知義務違反の程度が著しいため、診断書代の支払いには応じない。
- (3) 通院先に不適當な調査を行った事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の請求等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の在宅療養が約款上の支払事由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。